

令和3年（行ウ）第7号町議会議員懲罰処分取消等請求事件

原告 土屋由希子

被告 湯河原町

5

準備書面 2

令和3年8月23日

横浜地方裁判所第1民事部合議B係御中

10

被告訴訟代理人

弁護士 川 島 清 嘉



同 川 島 志 保



同 中 村 真由美



同 原 田 隆之介



15

目 次

第 1	第一次懲罰は司法審査の対象とならないし、訴えの利益もない.....	3
1	令和 2 年最判の射程について	3
2	第一次懲罰は議会の判断に委ねるべき事項である	4
5	3 陳謝の処分には処分性が認められないから、原告には第一次懲罰の取消しを 求める訴えの利益がない.....	7
4	陳謝の処分に処分性が認められるとしても訴えの利益を喪失している ...	8
5	発言を禁止する目的でなされた陳謝の懲罰も司法審査の対象外である ...	9
6	まとめ	10
10	第 2 第二次懲罰（出席停止）の取消しを求める請求は訴えの利益がない.....	11
第 3	第一次懲罰（陳謝）について原告主張に対する反論	12
1	会議規則 9 2 条が定める「秘密会の議事」について	12
2	原告の定例会における発言は秘密の漏洩に該当する	15
3	原告には議会のルールに従って原告の意思を実現する方法があった	16
15	4 9 8 条 1 項の検査権の行使について.....	16
5	陳謝命令は政治的信条及び良心の自由を侵害するとの主張について..	19
第 4	第二次懲罰の適否を判断する場合における司法審査の枠組み	19
1	原告の主張.....	19
2	第二次懲罰の適否を判断する場合における司法審査の枠組み	19
20	3 第二次懲罰は適法であること	22
第 5	名誉毀損を理由とする国家賠償訴訟について.....	23
1	国家賠償訴訟における主張立証責任の構造について	23
2	議員に対する懲罰を理由に名誉が毀損されたことを理由とする国家賠償 請求訴訟における審理のあり方.....	26
25	3 「議会ゆがわら」 1 1 6 号の記事は違法な公権力の行使に当たらない..	27
4	被告の答弁書、第 4、5（1 8 ～ 2 0 頁）の記載の位置づけ	27

【本案前の問題についての主張】

第1 第一次懲罰は司法審査の対象とならないし、訴えの利益もない

1 令和2年最判の射程について

(1) 令和2年最判は、昭和35年最判の判例変更をして、出席停止の懲罰が
5 司法審査の対象となると判断したが、戒告又は陳謝の懲罰については直接言
及していない。

(2) 令和2年最判が、出席停止の懲罰が司法審査の対象となると判断した理
論構成は、次のとおりである。

(ア) 「議会の運営に関する事項については、議事機関としての自主的かつ円
10 滑な運営を確保すべく、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべ
きであるところ、議員に対する懲罰は、会議体としての議会内の秩序を保
持し、もってその運営を円滑にすることを目的として科されるものであ
り、その権能は上記の自律的な権能の一内容を構成する」

(イ) 「議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う上記
15 の各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表
としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動
する責務を負う」

(ウ) 「(出席停止の懲罰)が科されると、当該議員はその期間、会議及び委
員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員として
20 の中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責
務を十分に果たすことができなくなる。このような出席停止の懲罰の性質
や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時
的制約にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解
決に委ねるべきであるこということはできない」(下線は被告代理人が加
25 筆)

(3) 令和3年最判の理論構成は、議員に対する懲罰が、議会の自律的な権能

であることを確認した上で、出席停止の懲罰の性質が住民の代表者たる議員の活動に与える制約が重大であることに着目して、出席停止の懲罰が司法審査の対象となるとの結論を導いている。

5 (4) 最高裁判所が、戒告や出席停止を含む法135条1項各号の全ての懲罰に司法審査が及ぶと判断して昭和35年最判の判例変更をしたのであれば、出席停止の懲罰が議員活動に与える制約の程度が重大であることに着目した上記のような理論構成はとらなかったはずである。

10 (5) 以上の検討によれば、令和2年最判の射程は出席停止の懲罰に限られ、戒告及び陳謝の懲罰については、なお昭和35年最判によって司法審査が及ばないと考えるのが普通であろう。

(6) なお、総務省は、令和2年最判を理由として、令和2年12月17日、従来の行政実例を変更し、出席停止の懲罰が審決の申請の対象となる旨の通知を出したが、この通知でも戒告や陳謝は審決の対象とされていない(甲40)。したがって、この通知も、令和2年最判で司法審査の対象となると判断されたのは出席停止の懲罰であって、戒告や陳謝の懲罰は従来どおり司法審査の対象にならないとの理解を前提としていると考えられる。

2 第一次懲罰は議会の判断に委ねるべき事項である

20 (1) 戒告及び陳謝は、議会がその内部的規律を維持する目的から、法令や会議規則に違反した議員に対し、これを諫め、陳謝の意を表することを求める懲罰である。戒告及び陳謝は、懲罰の性質からして、後記3に記載するとおり、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての活動を制約する法的効果を有しない。

25 (2) 陳謝の懲罰は、「会議体としての議会内の秩序を保持し、もってその運営を円滑にすることを目的として科されるもの」であり、かつ、その性質上、「議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うこと」を制約するものではない。したがって、令和2年最判の論理構成から

すると、正に、議会の自律的な権能が尊重されるべき事項に該当する。

(3) 法は、法律や条例に違反した場合のみならず、①会議規則に違反した場合にも、議員に対して懲罰を科すことができる旨を定めている（法134条1項）。また、法は、②懲罰に関し必要な事項は、会議規則中で定めなければならない（同条2項）としていて、懲罰に関する事項については、わず
5 4箇条の規定を置くだけで、他の事項については、地方議会が定める会議規則に委ねている。このことは、法が、懲罰を含む地方議会の運営に関する事項については、議会の自律的な権能を尊重して、議会の自主的、自律的な解決に委ねていることの現れである。

10 (4) 第一次懲罰は、9月7日開催の湯河原町令和2年9月定例会における原告の発言が、議会が制定した会議規則92条2項の「秘密の保持」に違反したことを理由とするものであって、法や条例に違反したことを理由とするものではない。

(5) 法は、本会議の秘密会について、「普通地方公共団体の議会の会議は、こ
15 れを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる」（145条1項）との1条を置くだけで、秘密会に関する他の事項の全てを会議規則に委ねている。地方議会における委員会の秘密会（本会議で秘密会が開催されるのは希有のようである）のあり方は、地方議会によって大きく異なるはずであって、その
20 運営の手法も、各地方議会の自主的、自律的な解決に委ねるべきで問題である。

(6) 加えて、秘密会における審査の対象となる「秘密」の内容に関しても、例えば、本件で問題となった地方税について、滞納者の数やその割合、滞納金額、滞納状況、滞納整理に関する事務の進め方などは、地方自治体によって大きく異なるはずである。したがって、議会が自治体に対して提出を求める滞納者リ
25 ストの範囲や提出方法について、何が適切といえるかは、地方自治体によって大きく異なるはずであり、議会が自主的、自律的な判断で決定すべき事項であ

る。

(7) 会議規則 9 2 条は、「秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。」とある。①「秘密会の議事」とはどの範囲のものを指すか、②「秘密性の継続する限り」の「秘密性」とはどのような意味かは、
5 上記に記載したような各地方自治体の実情に応じて、本来的には、議会の運営に関する事項として、議事機関である議会が自らの意思で判断すべき問題である。

(8) そもそも会議規則は、議会が、議会としての自律的権能を発揮するため、議会の議事運営に関する事項や議会に属する議員の規律を定めた規定である
10 (法 1 2 0 条)。したがって、会議規則は、その性質からして、本来は、私法における権利義務とは直接に関係をしない議会内部の法規範である (法 1 2 0 条、1 2 9 条 1 項、1 3 4 条、1 0 0 条 1 2 項・1 3 項、1 7 6 条 4 項ないし 6 項)¹。この点で、議会が立法機関として、地方自治体の事務について制定する条例 (法 1 4 条 1 項、2 条 2 項) とは、その性格が異なる。

15 (9) 会議規則に違反した場合の懲罰についても、議会は会議規則で懲罰事由を定めるだけでなく、会議規則の違反が問題とされた具体的な事案について、議会自らの判断で、会議規則を適用して懲罰を科すこととされている。ここでは、法規範の制定 (国会・地方議会) と法規範の具体的な事案への適用 (中央政府・地方政府) に係る権限を分離した上で、法規範適用の当否の最終判断を司
20 法が担うという三権分立の制度が採用されていない。

(10) このような地方議会における懲罰の制度からすれば、会議規則の具体的な懲罰事案へ適用は、議会の権能であって、議員の中核的な活動を制約しない限り、その適否の判断について、司法の介入は予定されていない。

¹ このような性格の違いから、条例については議長が議会の議決があった後に地方公共団体の長に送付し、地方公共団体の長がこれを公布する (法 1 6 条 2 項) が、会議規則については地方公共団体の長による公布の手続は不要である。

(1 1) 以上の理由により、第一次懲罰の適否については、議会の判断を尊重すべきであって、司法が介入すべき問題ではない。

(1 2) なお、①湯河原町議会において、会議規則 9 2 条の「秘密会の議事」の「秘密」とはどの範囲のものを指すか、②原告の定例会における発言が「秘密の議事」の漏洩に該当することについては、本案の問題として、後記第 3、1
5 に記載する。

3 陳謝の処分には処分性が認められないから、原告には第一次懲罰の取消しを求める訴えの利益がない

(1) 法は、懲罰の種類としての「陳謝」の規定を置いている（法 1 3 5 条 1
10 項 2 号）が、陳謝の法的効果を直接規定したり、推認し得る規定がない。また、議会の懲罰について不服審査の申立てを認める直接の規定がないし、行政実例は陳謝の懲罰を法 2 5 5 条の 4 に基づく審決の申請の対象としていない（甲 4 0）。

(2) 湯河原町議会会議規則では、出席停止の懲罰に関し、「出席を停止され
15 た議員が、その期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない」（1 1 1 条）として、懲罰に違反した場合の措置としてではあるが、出席停止の法的効果を定めている。

(3) 他方、陳謝については、その方法として、「戒告及び陳謝は、議会が定
20 めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする」（1 0 9 条）と規定されているだけであって、陳謝の懲罰の法的効果を定めたり、懲罰に従わなかった場合の措置についての規定がない。

(4) 法及び湯河原町議会の会議規則の陳謝の懲罰に関する規定では、陳謝の懲罰が、議事に参与して議決に加わるなどの議員として活動に制約を課すよ
25 うな法的効果が認められないことになる。

(5) 以上の検討によれば、陳謝の懲罰には、処分性が認められないことにな

る。

(6) なお、皆川治廣「地方議会による議員懲罰とその司法審査に関する再考察」には、陳謝の懲罰の処分性について、「(議員の) 名誉・信用などの人格権に対して重大な影響・侵害を及ぼす虞があるという点で、陳謝や戒告は、議員の権利・義務に直接の影響を与える。従って、陳謝や戒告は、行政事件訴訟法第3条2項にいう「行政庁の処分」及び裁判所法第3条1項にいう「法律上の争訟」に該当するとみてよからう。」(甲52の566頁)との記載がある。また、同論文では、陳謝を拒絶した場合には、より重い処分が科せられるおそれがあるとの指摘がある(同565頁)

(7) しかし、皆川が指摘するような陳謝の懲罰による影響は、議員としての活動を直接に制約するものではなく、かつ、事実上の影響であって、懲罰により直接に生じた法的効果ではないから、行政行為の処分性を認める根拠にはならない。また、陳謝を拒絶した場合の追加措置については、当該追加措置に処分性が認められた場合に、その適否を判断すれば足り、陳謝の段階で処分性を認める必要はない。

4 陳謝の処分に処分性が認められるとしても訴えの利益を喪失している

(1) 陳謝の懲罰に処分性が認められるとしても、陳謝は、陳謝の懲罰を決議した会期中になされるべきであり、会期が終了すれば陳謝の議決は失効する(旭川地判昭和29年12月2日行裁集5巻12号3015頁。乙11)。

陳謝の懲罰決議をした会期は令和2年9月29日に終了しているから、当該会期の終了により訴えの利益を欠くに至ったといえる(乙20及び21)。

(2) なお、陳謝の懲罰により毀損した議員の名誉感情や信用等を回復するため、又は、繰り返し同様の懲罰がなされることを防止するためには、訴えの利益を認める必要があるとの反論が想定される。

(3) しかし、懲罰により名誉感情が毀損され、又は、再度、同様の懲罰がされる可能性があったとしても、それは処分の法的効果ではなく、事実上の影

響にすぎない。取消訴訟の目的は処分が有効なものとして存在していることを前提として、その法的効果を除去することにあるから、事実上の影響の除去は訴えの利益を認める根拠にはならない（最判昭和55年11月25日民集34巻6負う781頁。司法研修所編「改定・行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」116頁参照、乙12）。

5 発言を禁止する目的でなされた陳謝の懲罰も司法審査の対象外である

（1）原告は、発言を禁止又は制限する目的でなされる懲罰の効果は永続的なものであって、議員としての中核的な活動を制約する性質を有するから、戒告や陳謝の懲戒処分についても司法審査の対象となる（原告準備書面（2）7～9頁）と主張する。

（2）しかし、議員に対する懲罰は、その多くが議員の議場における発言の当否を問題とするものであり、議員の発言を禁止又は制限する目的でなされた懲罰の全てが司法審査の対象となるとすると、戒告及び陳謝の懲罰についても、その多くが司法審査の対象とされ、「議会の自律的な権能が尊重されるべきである」との令和2年最判に整合しないことになる。

（3）また、地方議会における議員の発言が問題となった事例として、最判平成30年4月26日集民258号61頁（以下「平成30年最判」という。）がある。

（4）この事案は、愛知県議会議員が、議長から、県議会の一般質問における県知事に対する発言の一部を取り消すよう命じられたため、その取消しを求めた訴訟である。

（5）平成30年最判は、次のとおり判断して、愛知県議会議長の議員に対する発言の取消命令の適否は、司法審査の対象とはならないとした。

「普通地方公共団体の議会の運営に関する事項については、議会の議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべきものであり、地方自治法104条は、普通地方

公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する旨を規定し、同法129条1項は、議会の会議中、同法又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し又は議場の外に退去させることができる旨を規定している。このような規定等に照らせば、同法は、議員の議事における発言に関しては、議長に当該発言の取消しを命ずるなどの権限を認め、もって議会が当該発言をめぐる議場における秩序の維持等に関する係争を自主的、自律的に解決することを前提としているものと解される。」

「県議会議長により取消しを命じられた発言が配布用会議録に掲載されないことをもって、当該発言の取消命令の適否が一般市民法秩序と直接の関係を有するものと認めることはできず、その適否は県議会における内部的な問題としてその自主的、自律的な解決に委ねられるべきものというべきである」

(6) 平成30年最判は、地方議会における議員の発言を禁止する内容の議長の処分についても議会の自律的な権能が尊重され、県議会における内部的な問題としてその自主的、自律的な解決に委ねられるべきであって、司法審査の対象とならないと判断している。平成30年最判は、議員の議場における発言を禁止する措置についても、議会の自律的機能に特別な制約を課していない。

(7) なお、平成30年最判に関与した裁判官5人は、その全員が令和2年最判にも関与しているから、令和2年最判によって平成30年最判が変更されたと理解することは困難である。

6 まとめ

第一次懲罰の取消しを求める訴えは、①司法審査の対象とならない、②処分性がない、③訴えの利益を欠くに至っているから、却下されるべきであ

る。

第2 第二次懲罰（出席停止）の取消しを求める請求は訴えの利益がない

- 1 被告は、第二次懲罰についても、出席停止の期間が1日（実際に原告の議員としての活動が制限されたのは後記のとおり51分間だけ）と短く、議員としての中核的活動を制約するものではないから、司法審査の対象にならないと考えているが、仮に、司法審査の対象となるとしても、出席停止の懲罰の取消しを求める訴えは、当該懲罰の決議をした会期の終了により、訴えの利益を欠くことになる。
- 2 第二次懲罰の内容は、「一日出席停止」である。第二次懲罰の法的効果は、原告は、出席停止の期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わることなど議員としての活動ができなくなることにあ
- 3 第二次懲罰によって、出席停止とされた湯河原町議会9月定例会の会期は、当該決議がされた令和2年9月29日に終了している（乙20及び21）。また、第二次懲罰の内容が、定例会最終日の「一日」で、原告は、午前の審議には出席していて、出席を停止されたのは午後1時から会議が閉会された午後1時51分までの51分間だけであった。このため、第二次懲戒処分によって原告の議員報酬は減額されていない（乙21）。
- 4 行政処分が一定の期間内に限って権利利益を制約する場合においては、期限到来後においても処分がされたことを理由に法律上の不利益を受けるおそれがある場合（行政事件訴訟法9条かつこ書）を除き、処分の取消を求める訴えの利益は消滅する（最判昭和55年1月25日判時1008号135頁、最判昭和56年12月19日集民134号599頁。司法研修所編「改定・行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」120頁、乙12）。

- 5 令和2年最判についての匿名記事も、「出席停止の懲罰も、一般にはその
期間が経過すれば狭義の訴えの理が失われると考えられる」（判例地方自治
467号13頁。乙13）としている。
- 6 したがって、第二次懲罰についても、会期の終了により、訴えの利益が消
滅している。
- 7 なお、会期が終了した後においても、第二次懲罰によって原告に生じた事
実上の不利益を回復する必要があるという意見もあるだろうが、それに対する反
論は、第1、3、（7）に記載したとおりである。
- 8 以上の理由により、第二次懲罰の取消しを求める請求は、訴えの利益がな
く、却下されるべきである。

【本案について主張／第3及び第4は予備的主張】

第3 第一次懲罰（陳謝）について原告主張に対する反論

1 会議規則92条が定める「秘密会の議事」について

- 15 （1）会議規則92条が定める「秘密会の議事」とはどの範囲のものを指すか、「秘
密性の継続する限り」の「秘密性」とはどのような内容のものであるかは、会議
規則を制定した各地方自治体の実情に応じて、本来的に、議会の運営に関する事
項として、議事機関である議会が自らの意思で判断し、決定すべきことは、前記
第1、2（6～7頁）で述べたところである。
- 20 （2）ここでは、第一次懲罰の本案の問題として、会議規則92条が定める「秘密
会の議事」及び「秘密性の継続する限り」について、湯河原議会がどのような
内容のものと判断していたかについて説明をする。
- （3）会議規則は、「秘密会の議事の記録は、公表しない」（92条1項）、「秘密会
の議事は、何人も、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない」（同条2項）
と定めている（甲18）。
- 25 （4）湯河原議会では、これまで「秘密会の議事」とは、「秘密会としての議事開始

が宣告されてから議事終了が宣告されるまでの間の秘密会における全ての議事」を指すものと判断し、秘密会の運営をしていた。そのためには、秘密会の議事と他の議事とを区別する必要があるところ、例えば令和2年7月20日開催の町税等徴収対策強化特別委員会（以下「町税等特別委員会」という。）では、委員長が秘密会の開会を宣言し、秘密会の開催時間が午後1時2分から午後1時35分までであることが会議録に記載され、秘密会の議事に入る前に、委員長が議員に対し、秘密の保持に反した場合には懲罰の対象となる旨の注意をしている（甲1の最終頁）。他の委員会においても、秘密会を開催する場合には、委員長が秘密会の開会と閉会を宣言し、会議録には秘密会の開始時刻と閉会時刻が明記されている（甲20の3／4頁、甲23の5頁末尾、甲29の6頁末尾～7頁冒頭、甲35の6頁、甲37の2頁末尾～3頁冒頭、甲38の2頁末尾）。

（5）秘密会では、個人情報に該当する情報、個人情報そのものではないが他の情報と相まって個人が特定されるような情報、町税の滞納整理事務の進め方に関するマニュアルなど情報が公開されると対策がとられて町の事務の遂行に支障が生じるような情報が秘密会に提供されて、質疑や議論がされることが多い。

（6）秘密会における議事について、どの部分が秘密に該当し、どの部分が秘密に該当しないかの区別を、個々の議員の判断に委ねた場合、行政が秘密であると判断し他に漏れないことを前提に秘密会に提出した情報、議会が秘密であると判断して他に漏れないことを前提に秘密会で討議した議論の内容が、行政や議会の関与がないままに、他に漏洩する危険がある。

（7）このような状況が生じると、行政と議会との信頼関係が失われて議会は必要な情報を行政から入手することが困難になる。また、秘密会における議論の内容が他に漏れることはないとの前提が崩れてしまい、秘密会における関連な議論を妨げる原因になる。

（8）このため、湯河原町では、「秘密会の議事」とは、その内容の如何にかかわらず、「秘密会としての議事開始が宣告されてから議事終了が宣告されるまでの間

の秘密会における全ての議事を含む」ものと解釈し、そのような前提で秘密会の運営を行ってきた。

5 (9) 原告の発言に関する懲罰特別委員会の審査報告書には、「秘密会の開会を宣言してから終了するまでが秘密会の議事であると思う」「秘密会の議事に対する認識の違いがあり、その認識を改めさせる必要があると思う。また、過去の資料を持ち出していたが、それは、今回の秘密会に対するものではないという認識もあった方が良くと思う」(甲9)との記載があり、秘密会の議事の秘密についての湯河原町議会の認識が示されている。

10 (10) 町税等特別委員会で配布された滞納者リストの取扱いに関する原告の発言について、議長が、「秘密会の中身を土屋由希子議員は、もうこの場で言っている。ということは、・・・秘密会のルールが守られていないというふうなことで、懲罰の対象になります」(甲3の4/5枚頁)と発言して原告に注意を促し、発言の撤回を求めたのも、配布された滞納者リストの取扱いについては、秘密会の開会から閉会までの間に生じたものであって、秘密会における議事の一部であると判断したためである。

15 (11) 会議規則は、「秘密会の議事の記録は、公表しない」(92条1項)として、秘密会の議事については、議事の内容にかかわらず、一律に、その全てを公表しないと定めている。会議規則が、秘密会の議事の内容を「秘密に該当するもの」と「秘密には該当しないもの」とに区別し、前者だけが秘密会における議事の秘密に該当すると判断していたのであれば、前者の議事だけを非公表とするはずであって、秘密会の議事は一律に公表をしないという規定にはならなかったはずである。

20 (12) 次に、会議規則では「秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない」と規定され、「秘密性の継続する限り」が何を指すのかが問題となる。

25 (13) 湯河原町議会では、これまで「秘密性の継続する限り」とは、「秘密会の議

事の内容が公知となった場合を除く」と理解して議事の運営をしていた。この理解によれば、92条2項は、「秘密会の議事は、何人も、議事の内容が公知となった場合を除き、他に漏らしてはならない」ということになる。

(14) 湯河原町議会は、「秘密性の継続する限り」についても、個々の情報の内容や性質を基準とするのではなく、秘密会の議事の内容が公知となったか否かを基準に判断をしている。

(15) なお、会議規則の「秘密会の議事」や「秘密性の継続する限り」の要件について、その具体的内容をどのように定めるかは、法律や条例の解釈の問題ではなく、議事機関である各議会が自らの意思で決定すべき事項であり、地方議会の自律的な権能の一内容を構成するものである。

2 原告の定例会における発言は秘密の漏洩に該当する

(1) 令和2年9月7日開催の第6回定例会において、原告は、町税等特別委員会の秘密会で配布された滞納者リストの取扱いについて発言をした。

(2) 上記1、(9)で説明したとおり、配布された滞納者リストの取扱いは、秘密会における議事の一部であって、会議録にも記載がなく公知になっていない(甲2)²。

(3) 原告は、公知になっていない秘密会の議事について、その内容を定例会で発言して公にしたのであるから、会議規則92条2項の秘密の漏洩に該当することは明らかであろう。

(4) さらに、原告は、このことについて、議長から注意を受け、発言の撤回に同意している(甲3の5/5頁冒頭)。それにもかかわらず、その後、SNS等において、再度、定例会と同じ発言をした(甲5)のであるから、議会が、議会とし

² 町税等特別委員会の秘密会を開催するには出席委員の2分の1以上の賛成を要する(議会委員会条例14条、乙1)ところ、秘密会開催の必要性を説明するためには、事前に滞納者リストが配布されることを議員に伝えることが必要となる。したがって、「秘密会で滞納者リストの配布」は、必然的に「公知」になってしまう。「配布された滞納者リストのその後の取扱い」は、これとは異なり、秘密会開催後に配布された資料の取扱いに関する問題なので、その取扱方法については秘密会で定めれば足り、秘密会開催前に議員に知らせる必要がない。

ての規律を維持するため、会議規則に違反した原告に懲罰を科したのは当然のことである。

3 原告には議会のルールに従って原告の意思を実現する方法があった

5 (1) 念のため補足しておく、湯河原議会は、「秘密会で配布された滞納者リストのその後の取扱いについての原告の指摘や意見」が誤っているとして、原告に懲罰を科したのではない。

(2) 原告は、湯河原町民の負託を受けて湯河原町議会の議員に選出されたのであるから、議会が住民の代表者としての原告の意見を尊重すべきことは当然である。また、湯河原町議会は、議会が定めたルールに従って、原告が賛同者を集め、議
10 会における多数意思を形成し、原告の意思を実現することについて、何ら異議を唱えるものではない。

(3) 例えば、原告には、町税等特別委員会の秘密会において、「秘密会で配布された滞納者リスト」の問題について原告の意見を開陳して、秘密会における議論を求め、秘密会における滞納者リストの配布や配布されたリストのその後の取扱い
15 について、新たなルールをつくるよう提案をすることができたはずである。また、秘密会における議事の秘密に言及しなくても、滞納者リストの配布に関する原告の意見を開陳し、原告の意思を実現する方法があったと考えられる。

(4) 湯河原町議会在が、原告に懲罰を科したのは、原告は、上記のような方法で、原告の意見を開陳し、原告の意思を実現することができたにもかかわらず、議会
20 が定めた会議規則によるルールを無視して、定例会及びSNSにおいて、秘密会の議事を漏洩したからである。

4 98条1項の検査権の行使について

(1) 原告は、議会が法98条1項に基づく検査権を行使するためには、議会の議決が必要であるところ、湯河原町では、法112条1項ないし同条3項
25 の議案提出の手續がとられていないから、湯河原町長が議会に滞納者名簿を提供したことの根拠を法98条1項に基づく議会の検査権の行使に求めるこ

とはできない、と主張する（原告準備書面（２）１３～１５頁）。

（２）法９８条１項に基づく検査は議会が行うものであるから、検査には議会の議決が必要であるとの原告主張は、一般論としては正しい。

（３）しかし、議会が議決すべき事項には、その性質及び内容により、①当該
5 地方公共団体としての意思が決定されるもの、②議会の機関の意思が決定されるもの、③執行機関の執行の要件又は手続として議会の議決を必要とするものの３つに分けられるところ、このうち１１２条の手続を必要とするのは、条例の制定改廃や予算の議決など上記①の性質及び内容を有する議決に限られ、法９９条の意見書の提出、議員の懲罰など機関の意思を決定する議決
10 決については法１１２条の手続を必要としない（松本英昭「新版条解地方自治法第５次改訂版」３９９頁、乙１４／成田頼明ほか編「注釈地方自治法（全訂）」１９０２頁、乙１５／地方自治制度研究会「新訂注釈地方自治関係実例集」２９９頁、乙１６）。

（４）法９８条１項に基づく検査権の行使は、上記②の議会の機関意思を決定
15 する議決である（甲４１、新版条解地方自治法第９次改訂版３８５頁）から、法１１２条の議案の提出に係る手続は不要である。

（５）したがって、湯河原町では、法１１２条１項ないし同条３項の議案提出の手続がとられていないから、法９８条１項の検査権の行使について議会の議決がないとする原告の主張は失当である。

（６）湯河原町議会は、令和２年４月６日開催の町議会令和２年臨時会（第２回）において、町税等特別委員会の設置を議決したことによって、町税と使用料に関する事項については、法９８条１項に基づく検査の行使を含め、議会の権限を町税等特別委員会に委任した（乙９の１）。

（７）なお、原告は、令和２年４月６日の特別委員会設置の議決には、法１０
25 ９条４項の「付議された事件」の内容が示されず、法９８条１項に基づく検査の権限を与える旨の文言もないから、法９８条１項に基づく議会の議決と

はいえない、とも主張する。

(8) しかし、湯河原町議会では、平成23年(2011年)10月5日開催の湯河原町議会第5回定例会において、「税等に関する事項」及び「水道料金・温泉使用料に関する事項」の調査及び検討をさせる目的で、町税等特別委員会を設置することの議決がされ(甲31)、以降、同一の目的で、町税等特別委員会を設置することの議決がされている。

(9) 法98条1項に基づく検査に議会の議決が必要とされるのは、検査の権能は、機関としての議会に与えられたものであるから、検査は議会の機関意思の決定に基づき実施される必要があるということに尽きる。

10 (10) 特別委員会は、特定の事件を審査又は調査するため議会の議決により設置される機関である(法109条4項、議会委員会条例3条、乙1)から、議会から付議された事項について、法98条1項に基づく権限を議会に代わって行使するなどの方法によって審査又は調査を実施するのでなければ、そもそも特別委員会を設置した意味がない。

15 (11) 令和2年4月6日に町税等特別委員会設置の議決がされた経緯からすれば、この議決によって、湯河原町議会が、その機関意思として、町税等特別委員会に対し、税等及び水道料金・温泉使用料に関する事項については、法98条1項に基づく検査の権限を含めて、議会の権限を委任したことは明白である。

20 (12) なお、原告が引用する東京都や小田原市の例は、「豊洲市場移転問題」や「小田原市立病院の預り金問題」という個別具体的な事件の検討のために議会に特別委員会を設置された事例であって、湯河原町議会の町税等特別委員会とは特別委員会の性質や責務の内容が異なる。また、特別委員会を設置して法98条1項に基づく議会の権限を委任する際には、必ず東京都や
25 小田原市の例に倣った手続が必要であるとする根拠もない。

5 陳謝命令は政治的信条及び良心の自由を侵害するとの主張について

(1) 原告は、第一次懲罰は、憲法で保障された原告の政治的信条の自由及び良心の自由を侵害し、違憲・違法であると主張する（原告準備書面（2）の20～22頁）。

- 5 (2) しかし、陳謝の懲罰が、憲法で保障された原告の思想・良心の自由等に違反しないことは、被告の答弁書17～18頁に記載したとおりである。

第4 第二次懲罰の適否を判断する場合における司法審査の枠組み

1 原告の主張

- 10 (1) 原告は、「『陳謝』を求める懲罰議決に従わなかったことを唯一の理由として『出席停止』の懲罰議決がなされた場合において、前提としての『陳謝』処分に客観的根拠があるか否かということも裁判所の判断にゆだねられるべきであることは当然である」（訴状18頁）、「第一次懲罰処分は違法であって、原告は違法な懲罰処分に従う義務はない（原告準備書面（2）、
15 23頁）、「第二次懲罰議決は、その『理由』として、違法な第一次懲罰処分議決（陳謝命令）に従わなかったという消極的事実以外に付加すべきものは全くないから、第一次議決と同様、懲罰の理由を全く欠く違法な処分である」（準備書面（2）24頁）と主張する。

- (2) しかし、第1に記載したとおり、第一次懲罰は、議会の自主的、自律的な解決に委ねるべき事項であって、司法審査の対象とはならない。
20

(3) この場合、裁判所は、第二次懲罰の取消しの訴えの当否を判断するにあたっては、第一次懲罰についての議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断しなければならない。以下、このことについて説明する。

25 2 第二次懲罰の適否を判断する場合における司法審査の枠組み

(1) 最判平成31年2月14日民集73巻2号123頁（以下「平成31年

最判」という。)は、名張市議会の議員が、その所属する委員会の視察旅行を欠席したことを理由に、議員政治倫理要領に基づく嚴重注意処分を受けた事件において、市議会議長が、新聞記者がいる議長室で当該注意処分の通知文を朗読したこと(以下「本件措置等」という。)が議員の名誉を毀損したとして、議員が名張市を被告に損害賠償請求の訴えを提起した訴訟である。

(2) 原審の名古屋高判平成29年9月14日は、(ア)議員の請求が名誉権の侵害を理由とする国家賠償請求であり、議会が自主的、自律的に決定した事項の是非を直接の問題とするものではないから、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たり司法審査の対象となる、(イ)本件措置等で摘示された事実が真実であるか、真実と信ずるについて相当の理由があるか否かについても裁判所が判断すべき事項である、(ウ)本件では、真実性も真実相当性も認められないから、名張市は名誉毀損による国家賠償責任を負うと判断した。

(3) これに対し、名張市は、昭和35年最判及び昭和63年12月20日集民155号405頁(共産党除名処分事件)を引用し、本件訴えが適法であるとしても、その前提となる議会の議員に対する懲罰や注意処分については、議会自らが解決すべき問題であって、裁判所はその適否を判断することは差し控えるべきであるとして上告した。

(4) 最高裁判所は、名古屋高裁の上記判断について、(ア)は結果として相当であるが(イ)は誤りであるとして、原判決を破棄し、次のとおり判示した。

「被上告人の請求は、本件視察旅行を正当な理由なく欠席したことを理由とする本件措置等が国家賠償法1条1項の適用上違法であることを前提とするものである。普通地方公共団体の議会は、地方自治の本旨に基づき自律的な法規範を有するものであり、議会の議員に対する懲罰その他の措置については、議会の内部規律の問題にとどまる限り、その自律

的な判断に委ねるのが適当である（最高裁昭和34年（才）第10号同
35年10月19日大法廷判決・民集14巻12号2633頁参照）。
そして、このことは、上記の措置が私法上の権利利益を侵害することを
理由とする国家賠償請求の当否を判断する場合であっても、異なること
はないというべきである。

したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措
置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償
請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題
にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求
の当否を判断すべきものと解するのが相当である」

（5）平成31年最判は、議員としての行為に対する地方議会の懲罰その他の
措置の適否については、当該措置の取消し自体が訴訟物となっている場合に
限らず、私法上の権利利益を違法に侵害することを理由とする国家賠償請求
訴訟の請求の当否を判断する前提問題である場合であっても、議会の内部規
律にとどまる限り、司法審査を差し控えるのが相当であり、裁判所は、議会
の判断を前提として、司法審査の対象となる請求の当否を判断すべきである
とした。

（6）平成31年最判は、訴訟物が名誉毀損を理由とする国家賠償請求訴訟で
あって、本件訴訟のように地方議会の懲罰の取消しが訴訟物となった事案で
はない。しかし、訴訟物が懲罰の取消し（第二次懲罰）であっても、その請
求の当否の前提となる第一次懲罰が議会の内部規律の問題にとどまる場合に
議会の自律的な判断が尊重されるべきことは、国家賠償請求訴訟の場合と何
ら異ならない。したがって、訴訟物が懲罰の取消し訴訟の場合においても、
その請求の当否の判断の前提となる懲罰が議会の内部規律の問題にとどまる
ときには、裁判所は、議会の自律的な判断を前提として請求の当否を判断す
べきである。

(7) 以上の検討によれば、裁判所は、第一次懲罰が有効であることを前提として、第二次懲罰の適否を判断すべきであって、第一次懲罰の適否の問題に踏み込んだ判断をすることは許されない。

(8) なお、第一次懲罰についての司法判断をすることが許されず、裁判所が第一次懲罰についての地方議会の判断に拘束されたとすると、司法が適否の判断をする対象が狭くなって、出席停止の懲罰が司法判断の対象となることを認めた令和2年最判の趣旨に反するとの反論が予測される。

(9) しかし、上記(5)で説明したとおり、平成31年最判は、訴訟物それ自体が問題となる事例と、訴訟物の前提として問題となる事例とで、議会の自律権について異なる扱いをする理由はないとしている。このことは、司法審査の対象となる請求が、損害賠償請求であっても、後続の懲罰の取消し請求であっても、異ならないはずである。

(10) また、裁判所が第一次懲罰についての地方議会の判断に拘束されると解したとして、裁判所は、第二次懲罰に固有の違法事由について審査し、第二次懲罰の適否を判断することは可能であるから、出席停止処分を司法審査の対象としたことの意味がなくなることにならない。

3 第二次懲罰は適法であること

(1) 上記の検討によれば、裁判所は、第一次懲罰についての議会の自律的な判断を尊重し、議会の判断を前提として、第二次懲罰取消しの訴えの当否を判断すべきことになる。

(2) 本件では、第二次懲罰が懲罰の理由とした「原告が第一次懲罰で求められた陳謝を拒んだ事実」の存在については争いがない。また、第二次懲罰の手続に違法事由があるとの主張もされていない。さらに、本件では、答弁書第4、1及び2(12～13頁)に記載したとおり、懲罰特別委員会及び定例会のいずれにおいても、会派や所属政党にかかわらず、原告と同じ会派の議員も含め、議員の全員が原告に対し「出席停止1日」の懲罰を科すことに

賛成している（甲 13～15）。したがって、第二次懲罰が、湯河原町議会における政争の道具として濫用されたり、議会の多数派が少数派を排除するための手段として利用されたような事情も認められない。

（3）そうすると、第一次懲罰についての湯河原町議会の判断を前提とすれ

5 ば、第二次懲罰の適否の問題は、結局のところ、①原告が第一次懲罰の陳謝を拒んだことが新たな懲罰理由となるか、②懲罰として出席停止1日の処分を選択したことが適法か、ということの判断に尽きることになる。

（4）上記①について、陳謝の懲罰に従わないことが新たな懲罰理由となることは、答弁書、第4、4、（12）（17頁）に記載したとおりである。また、

10 上記②については、陳謝の懲罰に従わない場合に、再度、戒告や陳謝の懲罰を科しても懲罰としての意味がないから、選択すべき懲罰は、出席停止又は除名のいずれかであると考えられる。本件では、このうち、より軽い出席停止の懲罰を選択し、その期間も最短の「1日」としているから、非違行為の程度と懲罰の種類との比例原則の観点からしても、第二次懲罰には違法
15 事由は認められない。

（5）その他、第二次懲罰が適法であることの理由は、被告の答弁書第4、4（15頁以下）に記載したとおりである。

（6）以上の検討によれば、第二次懲罰が司法判断の対象となるとしても、第二次懲罰は適法であって、原告の処分取消しの訴えに理由がないことは明らかである。
20

【本案について主張】

第5 名誉毀損を理由とする国家賠償訴訟について

1 国家賠償訴訟における主張立証責任の構造について

25 （1）原告は、被告に対する名誉毀損を理由とする国家賠償請求訴訟の主張立証責任について、①「議会ゆがわら」116号による名誉毀損行為（同記事に

よって原告の人格価値に関する社会的評価の低下をもたらされた)を原告が主張すべき請求原因とし、②公共性、公益目的性、真実性又は真実相当性を被告の抗弁として位置づけているようである(訴状9～11頁、18頁、原告準備書面(2)の24～28頁)。

5 (2) また、被告においても、原告主張の主張立証責任を前提として、答弁書、第2、5(18～20頁)で反論を記載した。

(3) しかし、国家賠償請求訴訟では、原告が請求原因として、公務員行為が違法な公権力の行使に該当することを主張立証すべきものであり、不法行為に基づく損害賠償請求とは主張立証責任の構造が異なる。

10 (4) このことについて、平成31年最判の判例解説は、次のとおり説明している。

「国家賠償請求訴訟では、原告において請求原因として公務員の行為が違法な公権力の行使に該当することを主張立証すべきものであるため、不法行為に基づく損害賠償請求のように、名誉毀損行為該当性を請求原因とし、公共性、公益目的性、真実性又は真実相当性を抗弁とするように主張立証責任が分属することになるかは疑義があり、民事上の私人間の関係と異なり、国や地方公共団体の公務員が、その事務を遂行するために公権力を行使するに当たり、本件のように名誉毀損行為が必然的に問題となり得る場合も存在すると考えられる。そのため、このような国家賠償請求訴訟においては、原告において公務員が職務上の義務に違反して違法に原告の名誉を毀損したこと、すなわち、真実性又は真実相当性がないことを含めて名誉毀損該当性を主張立証すべきものと解する余地も十分にあり得るところである」(乙17の164頁)。

(5) さらに、この点については、福岡高判平成27年2月26日(判例秘書

搭載、乙18)³及び津地判平成30年5月10日判時2400号70頁

(乙19)⁴の二つの裁判例があつて、いずれも、名誉毀損を理由とする国家賠償請求については、一般不法行為における名誉毀損行為とは異なり、普通地方公共団体の長の議会における発言について、一定の裁量を有することを前提として、議会での答弁における発言によって結果的に個別の住民の社会的評価が低下したとしても、直ちに普通地方公共団体の長がその職務上の法的義務に違背するということとはできず、発言の動機、目的、内容及び発言態様等を考慮し、上記の裁量を逸脱したといえる場合に国賠法1条1項にいう違法な行為があつたと認められると判断し、公共性、公益目的

³ 福岡高判平成27年2月26日(判例秘書搭載)の判決内容は次のとおりである。

「被控訴人樋渡は、本件発言1を被控訴人武雄市の市議会における答弁においてしたものであるところ、普通地方公共団体の長が、議会における議員からの質疑に対する答弁において、どのような形でこれを行うかについては、普通地方公共団体の長の政治的判断を含む一定の裁量が存在するというべきであるから、本件発言1について国賠法1条1項にいう違法があるというためには、発言の動機、目的、内容及び発言態様等を考慮し、被控訴人樋渡が普通地方公共団体の長としての政治的判断を含む一定の裁量を逸脱したといえることが必要であると解すべきことについては、原判決判断2(2)(14頁22行目ないし16頁5行目)に判示のとおりである。

これに対し、控訴人は、本件発言1に係る名誉毀損に関し国賠法1条1項にいう違法性があるかについて、事実の公共性、目的の公益性及び事実の真実性の有無のみで判断すべきであると主張するが、上記のとおり普通地方公共団体の長が議会における質疑についてどのような形で答弁するかについては一定の裁量が存在することを看過するものであるから、採用できない。

⁴ 津地判平成30年5月10日判時2400号70頁の判決内容は次のとおりである。

「普通地方公共団体の長は、議会の審査上の必要がある場合、議会の求めに応じて、議案の説明等を行うために議会に出席すべき義務を負う(地方自治法121条参照)。そして、普通地方公共団体の長が、議会における議員からの質疑に対して答弁するに際しては、住民相互間に種々の意見ないし利害の対立がある事項について言及することとなるのであるから、答弁内容は個別の住民の社会的評価に影響する可能性を内包するといえる。これに加え、議会における普通地方公共団体の長の答弁には、答弁の内容に関して普通地方公共団体の長としての政治的、判断を含む一定の裁量が存在することにも照らすと、普通地方公共団体の長の議会での答弁における発言によって結果的に個別の住民の社会的評価が低下したとしても、直ちに普通地方公共団体の長がその職務上の法的義務に違背するということとはできない。

前述した観点に加え、個人の名誉の保護との調整にも鑑み、市長が市議会での答弁において個人の社会的信用を低下させる発言を行う場合においては、同発言の動機、目的、内容及び発言態様等を考慮し、当該市長が普通地方公共団体の長としての政治的判断を含む一定の裁量を逸脱したといえる場合に国家賠償法1条1項にいう違法な行為があつたとして、当該地方公共団体に国家賠償責任が肯定されるにとどまると解するのが相当である。

この点、原告は、一般不法行為における名誉毀損行為と同様に解するべき旨主張するが、前述した普通地方公共団体の長が議会に出席し、説明すべき地位にあることや答弁内容について一定の裁量を有することを看過するものであり、採用し得ない。

性、真実性又は真実相当性を含めて原告に主張立証責任があるものと判断している。

2 議員に対する懲罰を理由に名誉が毀損されたことを理由とする国家賠償請求訴訟における審理のあり方

5 (1) 議員に対する懲罰により名誉が毀損されたことを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきであることは既に述べた⁵。

10 (2) 「議会ゆがわら」は、「議会だより発行規程」(乙22)に基づき、湯河原町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会及び町政に対する理解を深める目的で年4回発行され、委員長及び副委員長各1名を置き、原告を含む議員6名を構成員とする「議会だより編集委員会」によって編集され、紙面表紙には「編集・発行 湯河原町議会」と記載されている(甲15の最終頁)。

15 (3) 「議会ゆがわら」116号の記事は、議会だより発行規定が定める議会だより発行の目的に沿って、議会における議事の内容及び懲罰に対する議会としての見解を住民に周知させる目的で掲載されたものであるから、当該記事が、ことさらに原告の社会的評価を低下させることを目的としたものでない限り、第二次懲罰の違法性とは別に「議会ゆがわら」116号を
20 配布した行為自体の違法性を検討する必要は乏しいと考えられる⁶。

⁵ 成田頼明ほか編「注釈地方自治法(全訂)」2396頁も、議会の自律権の範囲内で決定された事項については、司法審査を否定するのが相当であるとしている(乙15)。

⁶ 平成31年最判の判例解説も、「本件措置の適否について議会の自律的な判断を尊重すべきものである以上、これが名誉毀損行為に該当するか否か、公共性・公益目的性の有無を検討すること自体について独自に判断する意義は見だし難く、これらの点についても司法審査を差し控えるのが相当であると考えられる」(乙17の165頁)として、議員政治倫理要領に基づく厳重注意処分と損害賠償請求の理由とされた議長室の新聞記者がいる前で議長が当該注意処分を議員に通知したこととを区別する必要性に乏しい、としている。

3 「議会ゆがわら」 116号の記事は違法な公権力の行使に当たらない

- 5 (1) 「議会ゆがわら」 116号の記事による名誉毀損を理由とする国家賠償請求のうち、第一次懲罰に関する記事については、議会の自律権の範囲内で決定された事項について記載したものであるから、裁判所は、議会の判断を尊重すべきである。
- (2) 次に、第二次懲罰に関する記事についても、これについて原告の社会的評価が低下することがあったとしても、前記第4、3で述べたとおり、第二次懲罰は適法である。
- 10 (3) さらに、被告の答弁書18～20頁に記載したとおり、原告に対する懲罰決議の内容やこれに対する意見を記載した「議会ゆがわら」 116号の記事は、議会における議事の内容や懲罰に対する議会としての見解を住民に周知させるという目的で掲載されたものであって、ことさらに原告の社会的評価を低下させることを目的とし、社会的相当性を逸脱する態様によって行われたものではない。
- 15 (4) 以上の検討によれば、湯河原町議会が、議会ゆがわら116号の記事を住民に配布したことは違法な公権力の行使に当たらず、名誉毀損を理由とする国家賠償請求は成立しない。
- (5) なお、本件については、名誉毀損を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求とは異なり、上記で検討した議会ゆがわら116号の記事の違法性
- 20 とは別に、記事の真実性や真実相当性を判断する必要はない。

4 被告の答弁書、第4、5（18～20頁）の記載の位置づけ

- (1) 被告の答弁書、第4、5（18～20頁）、（4）ないし（7）に記載した真実性についての位置付けは、①第一次懲罰及び第二次懲罰と「議会ゆがわら」 116号の配布とが性質を異にするが別の公権力の行使であって、かつ、名誉毀損を理由とする国家賠償請求の要件事実の構造が、一般不法行為
- 25 における名誉毀損行為の場合と同様であると裁判所が判断された場合の予

備的な主張、又は、②「議会ゆがわら」116号の配布が国家賠償法上違法であるとの原告の主張に対する評価障害事実として主張することとする。

5 (2) また、同じく、第4、5、(8) (20頁)に記載した事実は、「ことさらに原告の社会的評価を低下させることを目的とし、社会的相当性を逸脱する態様によって行われた」との原告の主張に対する評価障害事実として主張することとする。

以上